

## 第1編

(1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

## 第9章 緊急時の措置

(原子力防災組織)

### 第69条

原子力防災GMは、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。

2. 緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、原子力防災GMは、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。
3. 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。(以下、本章において同じ。)

(原子力防災組織の要員)

### 第70条

原子力防災GMは、原子力防災組織の要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。

(緊急作業従事者の選定)

### 第70条の2

原子力防災GMは、次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者から、緊急作業<sup>\*1</sup>に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。

- (1) 表70の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者
- (2) 表70の2の緊急作業についての訓練を受けた者
- (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業従事者は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

表 70 の 2

分 類	項 目 <sup>※2</sup> (電離放射線障害防止規則の分類)	時間
緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識 (放射線防護措置の教育含む)	3 時間以上
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2 時間以上
	電離放射線の生体に与える影響, 健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1 時間以上
	関係法令	0.5 時間以上
緊急作業についての訓練 <sup>※3</sup>	緊急作業の方法	3 時間以上
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い <sup>※4</sup>	3 時間以上

※1 : 緊急作業とは, 法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業をいう。

※2 : 原子力防災GMが, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については, 該当する教育訓練について省略することができる。

※3 : 緊急作業についての訓練は, 1年に1回実施する。

※4 : 緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。

(原子力防災資機材等)

#### 第 7 1 条

各GMは, 原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具, 非常用通信機器等を定めるにあたり, 所長の承認を得る。

2. 技術GMは, 緊急時における運転操作に関するマニュアルを作成し, 制定及び改定にあたっては, 第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。

(通報経路)

#### 第 7 2 条

原子力防災GMは, 緊急事態が発生した場合の社内及び国, 県, 町等の社外関係機関との通報経路を定めるにあたり, 所長の承認を得る。

(緊急時演習)

#### 第 7 3 条

原子力防災GMは, 原子力防災組織の要員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を1年に1回以上実施し, 所長に報告する。

(通報)

第74条

当直長等は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である場合は、第72条に定める通報経路にしたがって、所長に通報する。

2. 所長は、緊急事態の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合は、第72条に定める通報経路にしたがって、社内及び社外関係機関に通報する。

(緊急時態勢の発令)

第75条

所長は、緊急事態が発生した場合は、緊急時態勢を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。

(応急措置)

第76条

本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急事態において次の応急措置を実施する。

- (1) 警備及び避難誘導
- (2) 放射能影響範囲の推定
- (3) 医療活動
- (4) 消火活動
- (5) 汚染拡大の防止
- (6) 線量評価
- (7) 応急復旧
- (8) 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

(緊急時における活動)

第77条

原子力緊急事態宣言発令後、本部長は、第76条で定める応急措置を継続実施する。

(緊急作業従事者の線量管理等)

#### 第77条の2

本部長は、緊急作業従事者の緊急作業期間中の実効線量及び等価線量を表77の2に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。

2. 本部長は、緊急作業従事者の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防止を図るため、施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。

3. 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1ヶ月ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。

表77の2

項目	頻度
外部被ばくによる線量	1ヶ月に1回
内部被ばくによる線量	1ヶ月に1回

(緊急時態勢の解除)

#### 第78条

本部長は、事象が収束し、緊急時態勢を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、緊急時態勢を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。

(頻度の定義)

#### 第78条の2

本章でいう評価頻度等に関する考え方は、表78の2のとおりとする。

表78の2

頻度	考え方
1年に1回	4月1日を始期とする1年間に1回実施
1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施
緊急作業に係る業務に従事後1ヶ月ごとに1回	緊急作業に係る業務に従事することになった日を始期とする31日以内に1回実施し、2回目以降は初回の翌月以降の毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施

## 第 1 1 章 記録及び報告

(記録)

### 第 8 1 条

各GMは、表 8 1 - 1 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。

2. 組織は、表 8 1 - 2 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。

表 8 1 - 1

記録	記録すべき場合 <sup>※1</sup>	保存期間
1. 原子炉注水流量 <sup>※2</sup>	連続して <sup>※3</sup>	10年間
	毎日1回	10年間
2. 原子炉圧力容器底部温度 <sup>※2</sup>	連続して <sup>※3</sup>	10年間
	毎日1回	10年間
3. 格納容器内温度 <sup>※2</sup>	連続して <sup>※3</sup>	10年間
	毎日1回	10年間
4. 使用済燃料プール水温 <sup>※4</sup>	毎日1回	10年間
5. 使用済燃料共用プール水温	毎日1回	10年間
6. 短半減期核種の放射能濃度 <sup>※2</sup>	1時間ごと	10年間
7. 窒素封入量 <sup>※2</sup>	毎日1回	10年間
8. 格納容器水素濃度 <sup>※2</sup>	毎日1回	10年間
9. 滞留水水位 <sup>※4</sup>	毎日1回	10年間
10. サブドレン水の水位及び放射能濃度 <sup>※4</sup>	測定の都度	10年間
11. 安全確保設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間
12. 安全確保設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間
13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 <sup>※4</sup>	交代の都度	1年間
14. 原子炉に使用している処理水の純度 <sup>※2</sup>	測定の都度	1年間
15. 本編で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間
16. 安全確保設備等の事故発生及び復旧の日時	その都度	※5
17. 安全確保設備等の事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※5

記録	記録すべき場合※1	保存期間
18. 安全確保設備等の事故の原因	同上	※5
19. 安全確保設備等の事故後の処置	同上	※5
20. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度	1ヶ月に1回	10年間
21. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又配置替えの都度	5年間
22. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録 (1) 外観 (2) 燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間
23. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録 (1) 外観 (2) 漏えい率 (3) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (4) 容器内において使用済燃料の位置を固定するための装置の外観 (5) 重量	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間
24. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設※6、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間
25. 気体廃棄物の放出箇所※7における放射性物質の濃度及び3月間についての平均濃度	放射性物質の濃度にあつては測定の都度、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間
26. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間

記録	記録すべき場合※1	保存期間
27. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子※8の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※9
28. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※9
29. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※9
30. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※9
31. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間
32. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法	廃棄の都度	※10
33. 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法	封入又は固型化の都度	※10
34. 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には, その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	1年間
35. 風向及び風速	連続して※3	10年間
36. 降雨量	同上	10年間
37. 大気温度	同上	10年間
38. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間



記録	記録すべき場合※1	保存期間
39. 保安教育の実施日時, 項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間
40. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※10
41. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※10

※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。

※2：1号炉，2号炉及び3号炉のみ。

※3：デジタルデータにより保存することができる。

※4：1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉のみ。

※5：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。

※6：使用済燃料乾式キャスク仮保管設備については，使用済燃料乾式キャスク仮保管設備内における線量当量率

※7：表42-1に示す放出箇所

※8：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

※9：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。

※10：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

表 8 1 - 2<sup>\*11</sup>

記録	記録すべき場合	保存期間
1. 品質保証計画に関する以下の文書		
第 3 条品質保証計画の「4. 2. 1a) ~ d)」に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間
2. JEAC4111 の要求事項に基づき作成する以下の記録		
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年
(2) 教育, 訓練, 技能及び経験について該当する記録	作成の都度	5 年
(3) 業務のプロセス及びその結果が, 要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5 年
(4) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録, 及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5 年
(5) 特定原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5 年
(6) 設計・開発のレビューの結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(7) 設計・開発の検証の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5 年
(10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(11) 供給者の評価の結果の記録, 及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5 年

記録	記録すべき場合	保存期間
(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録	作成の都度	5年
(13) 業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年
(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年
(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年
(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年
(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年
(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年
(19) 検査及び試験の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年
(20) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録	作成の都度	5年
(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年
(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年
(23) 予防処置の結果の記録	作成の都度	5年

※ 1 1 : 表 8 1 - 1 を適用する場合は、本表を適用しない。

(報告)

## 第82条

各GM又は1～4号設備運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。

- (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第31条)
- (2) 気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合(第42条)
- (3) 外部放射線に係る線量等量率等に異常が認められた場合(第60条)
- (4) 福島第一炉規則第18条第2号、第3号、第5号から第8号、第10号から第12号、第14号、第15号及び第17号に定める報告事象が生じた場合

2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。

3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「DM-51-11トラブル等の報告マニュアル」による。

4. 第1項(1)に該当する場合は、「DM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。

## 附 則

附則（ ）

(施行期日)

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

附則（平成27年11月12日 原規規発第1511128号）

(施行期日)

第1条

2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟2階他の管理対象区域図面の変更は、区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成27年10月15日 原規規発第1510154号）

(施行期日)

第1条

2. 第26条及び第27条については、水位監視装置の水位の再設定が完了し、運用を開始した時点から適用するものとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成27年9月16日 原規規発第1509166号）

(施行期日)

第1条

2. 第42条、第42条の2及び第43条については、運用補助共用施設排気放射線モニタ及び燃料貯蔵区域換気空調系の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成27年9月7日 原規規発第1509071号）

(施行期日)

第1条

2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟2階他の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成26年7月9日 原規規発第1407091号）

(施行期日)

第1条

2. 第5条, 第38条, 第39条, 第42条の2及び第81条については, 雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。
3. 添付1 (管理区域図) 及び添付2 (管理対象区域図) の図面の変更は, それぞれの区域の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則 (平成25年8月14日 原規福発第1308142号)

(施行期日)

第1条

2. 第17条第3項及び第4項の1号炉及び2号炉の復水貯蔵タンク水については, 各号炉の復水貯蔵タンクの運用開始時点からそれぞれ適用する。